

## 第五十二回帝國議會衆議院

## 河川法中改正法律案委員會議錄(記)第五回

付託議案

河川法中改正法律案(政府提出)

(八一)

昭和二年二月九日(水曜日)午後一時十

八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長

神谷彌平君

理事

加藤知正君

寺田清作君

竹原樸一君

富永孝太郎君

小島善作君

出席委員左ノ如シ

内務政務次官

孫一君

内務參與官

鈴木富士彌君

農林政務次官

小山松壽君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

藤田胸太郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

河川法中改正法律案(政府提出)

○神谷委員長 前回ニ引續キマシテ是ヨリ開會致シマス

○加藤委員 前回ニ於キマシテ質問ヲ打切ルコトニ致シマシタケレドモ、尙ホ相當質問モアリマスヤウデゴザイマスルカラ、茲ニ改メテ質問ヲ致スコトニ致シタウゴザイマス、皆サンニ御諮リヲ願ヒタウゴザイマス

○神谷委員長 只今加藤君ヨリ申出ニ依リマスル御意見ニ御異議ゴザイマセヌデスカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○神谷委員長 御異議ナケレバ更ニ質問ヲ致スコトニ決定致シマス

○寺田委員 私ハ尙ホ二三點質問ヲシ

タイ事項ガアルノデアリマス、尤モ一

マセヌデセウケレドモ、九州全體ニ互

リマシタ河川デ、此河川法ノ管轄スル

ソレカラ其河川中テ、第一期河川改修工事ニ屬シタモノト、第一期河川改修工事ニ屬セナイモノトヲ區別シテ御示

河川ノ名前ヲ御伺シタインデアリマス、

ソレカラ其河川中テ、第一期河川改修工事ニ屬シタモノト、第一期河川改修工事ニ屬セナイモノトヲ區別シテ御示

シヲ願ヒタイ、第二ニ、第一期ノ河川工事ニ屬セザル所ノ河川中ノ各損害額ニ付テノ御調査ヲ御示シ願ヒタイ、ソレハ若シ御手許ニゴザイマスナラバ、既往五年ナリ十年ナリノ平均ニ依リマシタモノデ宜シウゴザイマス、ソレカラ第三點ニハ、其損害調査ノ基本トモ云フベキモノデアルガ、如何ナル標準ニ依テ其損害額ヲ算出セラレルカニ付テ、概略ノ御説明ヲ御願ヒシタインデアリマス、例ヘバ國ノ營造物、若クハ地方廳ノ營造物等ノ損害、堤防トカ、橋梁トカ云フヤウナモノ、損害高ノミニ依ルノカ、若クハ洪水氾濫ノ場合ニ浸水シタモノハ、總テ損害トシテ調査セラレル

○加藤委員 前回ニ於キマシテ質問ヲ打切ルコトニ致シマシタケレドモ、尙ホ相當質問モアリマスヤウデゴザイマスルカラ、茲ニ改メテ質問ヲ致スコトニ致シタウゴザイマス、皆サンニ御諮リヲ願ヒタウゴザイマス

○神谷委員長 只今加藤君ヨリ申出ニ依リマスル御意見ニ御異議ゴザイマセヌデスカ

田畠等ニ持込ンデ、其爲ニ其土地ノ農作物ガ無收穫ニナツタ場合、若クハ其後ニ於ケル田畠ノ使用ニ堪ヘナカッタト

○鈴木政府委員 只今ノ寺田市正君ノ御質問ハ、大分微細ノ點ニ瓦ツテ居リマシテ、或ハ私デハ答辯致シ兼ネル技術

マセヌデセウケレドモ、サウ云フ細ミシキ例ガ何レニカゴザイマスナラバ、サウ云

シマシテハ、河川ハ申スマデモナク其上流若クハ沿岸ノ森林ト非常ナル關係ガアリマスガ、損害ノ多イ河川ニ關シ

問申上ゲマス

○鈴木政府委員 只今ノ寺田市正君ノ御質問ハ、大分微細ノ點ニ瓦ツテ居リマシテ、或ハ私デハ答辯致シ兼ネル技術

マセヌデセウケレドモ、サウ云フ細ミシキ例ガ何レニカゴザイマスナラバ、サウ云

シマシテハ、河川ハ申スマデモナク其上流若クハ沿岸ノ森林ト非常ナル關係ガアリマスガ、損害ノ多イ河川ニ關シ

問申上ゲマス

○鈴木政府委員 只今ノ寺田市正君ノ御質問ハ、大分微細ノ點ニ瓦ツテ居リマシテ、或ハ私デハ答辯致シ兼ネル技術

マセヌデセウケレドモ、サウ云フ細ミシキ例ガ何レニカゴザイマスナラバ、サウ云

シマシテハ、河川ハ申スマデモナク其上流若クハ沿岸ノ森林ト非常ナル關係ガアリマスガ、損害ノ多イ河川ニ關シ

セヌガ、洩レタラ後デ追加ヲ致シマス、

大分川、大體斯ウ云フ程度ニナツテ居リ

ス、其中九州ノモノハ、曰ク白川、曰ク

肝屬川、曰ク大淀川、大淀川ハ調査ガ昨

年完了致シマシタ、是ハ本年ノ豫算ニ

計上ヲ致シマシタ、ソレカラマダ調査

ガ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

カラ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

ガ焼失致シマシテ、更ニ再ビ調査ニ著

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

カラ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

カラ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

カラ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

カラ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

セヌガ、洩レタラ後デ追加ヲ致シマス、

大分川、大體斯ウ云フ程度ニナツテ居リ

ス、其中九州ノモノハ、曰ク白川、曰ク

肝屬川、曰ク大淀川、大淀川ハ調査ガ昨

年完了致シマシタ、是ハ本年ノ豫算ニ

計上ヲ致シマシタ、ソレカラマダ調査

ガ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

カラ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

セヌガ、洩レタラ後デ追加ヲ致シマス、

大分川、大體斯ウ云フ程度ニナツテ居リ

ス、其中九州ノモノハ、曰ク白川、曰ク

肝屬川、曰ク大淀川、大淀川ハ調査ガ昨

年完了致シマシタ、是ハ本年ノ豫算ニ

計上ヲ致シマシタ、ソレカラマダ調査

ガ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

カラ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

セヌガ、洩レタラ後デ追加ヲ致シマス、

大分川、大體斯ウ云フ程度ニナツテ居リ

ス、其中九州ノモノハ、曰ク白川、曰ク

肝屬川、曰ク大淀川、大淀川ハ調査ガ昨

年完了致シマシタ、是ハ本年ノ豫算ニ

計上ヲ致シマシタ、ソレカラマダ調査

ガ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

手致シマシタガ、其中鹿兒島縣ノ川内

川ハ略調査ガ完了致シマシタ、ソレ

カラ現ニ目下調査中ノ河川ガ十三ゴザ

ソレカラ各河川ノ損害ノ程度デアリマス、  
スガ、損害ノ程度ヲ詳シク書キマシタ  
書類ハ只今手許ニアリマセヌ、是ハ非  
常ニ複雑ナ計數ニナラウト存ジマス、  
大體ニ於キマシテ河川ヲ改修スル場合  
ニハ順位ヲ定メナケレバナリマセヌ、  
其順位ヲ定メルニハ、ドウシテモ水害  
ノ損害ノ程度ヲ定メナケレバナリマセ  
ヌ、其損害ノ程度ハ、此所デ數字デ示ス  
ト云フコトハ致シ兼ネマスルガ、先ヅ  
水害ノ區域ヲ調べマシテ、更ニ其區域  
ノ中平地面積ハドレダケアルカト云フ  
コトヲ調べマシテ順位ヲ定メマス、而  
シテ更ニ其水害ヲ被リマシタ所ノ土地、  
其他農作物等ヲ金高デ算出致シマシタ  
順位ト云フモノヲ同時ニ定メナケレバ  
ナリマセヌ、是等ノ順位ヲ互ニ比較研  
究ヲ致シマシテ、所謂綜合順位ト云フ  
モノヲ更ニ定メマシテ、而シテ其上ニ  
治水費ガ幾ラ掛ルカ、更ニ縣ノ負擔能  
力ガドレダケアルカト云フコトモ定メ  
ナケレバナリマセヌシ、又此地方ニ於  
テドレダケ國ノ費用ガ掛クテ居ルカ、他  
ノ地方ニ比シテ果シテ權衡ガ取レテ居  
ルヤ否ヤト云フコトモ考ヘマシテ、治  
水ノ順序ヲ決メルノデアリマスカラ、  
可ナリ複雑ナル程度ニナツテ居リマス、  
金高ハ一寸九州ノモノダケヲ抜クト云  
フコトガ甚ダ困難デアリマスルガ如何  
デゴザイマセウカ、寺田サン後デ一寸  
御覽下サイマシタナラバ如何ナモノデ  
セウカ、凡ソ河ダケハ抜イテアリマス

ノデ直グ分リマスガ、地方別ニモナツテ  
居リマセズ、損害高ニモハキリナテ  
ハ居ラヌ筈デアリマス、主ニ御調ニ御  
必要ナノハ川内川デゴザイマセウガ  
——サウ申シテハ甚ダ失禮デゴザイマ  
スガ

○寺田委員 川内川、大淀川、肝属川ニ  
付テノ……

○鈴木政府委員 ソレハ後デ書抜イテ  
御手許ニ差上グマセウ

○寺田委員 ソレカラ今年砂防工事デ  
ナクテ河身改修ノ方ニ關シタ新シイ豫  
算ニ出テ居ルノハ幾ツアルノデスカ  
○鈴木政府委員 新シイ川ヲ本年追加  
致シマシタノハ静岡縣ノ狩野川ト、ソ  
レカラ宮崎縣ノ大淀川此ニ箇川デアリ  
マス、ソレカラ只今一番最後ニ御尋ノ  
森林政策ニ關スルコトデアリマスガ、  
此水源地ナドノ荒廢ニ關シマシテハ内  
務省トシマシテハ砂防工事、森林ニ關  
スルコトハ農林省ノ所管デソレヽ遺<sup>ヲ</sup>  
テ居リマス、此點ニ付キマシテハ農林  
省モ非常ニ力ヲ盡シテヤツテ居ルヤウ  
ナ模様デアリマスカラ、左程御心配ナ  
サル程ノコトモナイト思ヒマスガ、尙  
ホ不十分ナ點ハ御督勵ヲ願ヒマス、ソ  
レカラ河口ノ事デアリマスガ、是ハ御説  
港灣課ノ係リノ方デ遣ルニハ遣リマス  
ノ通リニ港ヲ造ルト云フコトニナレバ  
ケレドモ、河口ニ港ヲ造ル爲ニ其河川  
ガ多少共影響ヲ蒙リマス、サウ云フ設

計ノ仕方デハ困ルトカ云フヤウナ意見ハ河川課ニ於テ出ス譯デアリマス、所ガ普通ノ小港ハ御承知ノ如ク内務省ノ所管デアリマシテ、同ジ土木局ノ中ノ港灣課ト河川課デアリマスカラ、詰合ハ直グ著クノデアリマス、唯困ルノハ漁港デアリマス、漁港ハ農林省デ遣フテ居リマス爲ニ農林省ノ「デザイン」ガドウモ此川ノ治水上ニ非常ニ影響スルト云フトキニ、コチラカラ多少注意モシ、抗議ヲ申込ムト云フヤウナ場合ガアルノデアリマスケレドモ、其時分ニオトナシクコチラノ意見ヲ聽イテ吳レ、バ宜シイノデスガ、サウデナイ時分ニハ多少混雜ヲ來スコトガアル、是ニ於テカ漁港ノ擇擇ダケハ農林省デ遣フテモ宜イガ、工事ハ内務省ノ方ニ任シテ貰ヒタガイト云フヤウナ意見モ出テ來ル譯デアリマス、只今ハ其程度ニハ至ッテ居リマス、左様御了承ヲ願ヒマス

テ居ツテノ調査會ト思ヒマスガ、左様ナコトニナツテ居リマセヌデスカ、其點ヲ御伺ヒシテ置キタイ、ソレカラ損害額ノ算出ノ基礎ガドウモ素人ノ私ニハッキリ分リ兼ネマスデスガ、ドウ云フ所デ年々ノ損害額ガ幾ラアルト云フヤウナコトヲ御算出ニナルカト云フヤウ今少シク御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス○鈴木政府委員 治水調査會ト云フモノハ只今廢セラレテ、無イヤウデアリマス、色々ナ調査會ガ一時澤山アリマシタガ、行政調査會ノ時分ニスッカリ十把一束的ニ廢シテシマッタ、ソレカラ緊急已ムベカラザルモノダケヲ復舊デハナイ別ニ拵ヘタ譯デアリマス、ソレハ港灣調査會ト云フモノガ出來テ居リマス、是モ臨時ト云フ名ヲ冠シテ居リマス、其外ニ土木ニ於キマシテハ調査會ハナイヤウニ記憶シテ居リマス、ソレカラ損害額ノ算定ノ事ハ是ハドウモ一寸技術者デナイト分リ兼ネマスカラ、又模様ニ依リマシテハ技術者ヲ一ツ呼ンデモ宜シウゴザイマス

○竹原委員 私ハ參與官デモ結構デア  
リマスガ、見エラレルナラバ……  
○神谷委員長 ソレデハ委員長ノ許可  
ヲ以テ委員外ノ藤田胸太郎君  
○藤田胸太郎君 私ハ此河川法ノ提案  
ニ付キマシテハ、極ク直接ノ關係デナ  
イガ、多少ノ關係ヲ持ツテ居リマスカラ、  
大體分科會デ質問シテ見ヤウト思ツテ  
居リマシタガ、遂ニ其機會ヲ得マセヌ  
デゴザイマシタカラ、此處デチヨット御  
願ヒヲシテ質問シテ見タイト思ヒマス、  
極ク局部的デアリマスカラ、ソレモ御  
諒承ヲ願ヒマス、大體河川ノ改修ニ付  
キマシテ——富士川ノ改修工事ニ付キ  
マシテ質問ヲ致シマス、是ハ大正九年  
ニ御承知ノ如ク、十年計畫デ大正十八  
年ニ竣工スルト云フ繼續事業デアリマ  
シタノヲ、十二年ノ大震災後ニ之ヲ二  
箇年延長シマシテ、當時工事費ガ富士  
川改修ト致シマシテ九百萬圓ノモノヲ、  
物價騰貴、色ニノ事情ノ爲ニ一千二百萬  
圓ニ増額シタヤウニ記憶シテ居リマス、  
ソレヲ十三年ニ至リマシテ、又大正二  
十五年ト延長セラレマシタ、是モ國ノ  
財政上據ロナイコトニハ相違アリマセ  
ヌ、御承知ノ如ク私ノ縣ノ富士川ナル  
モノハ、縣唯一ノ大河川デアリマシテ、  
從テ水害等ノ度モ——全國ニ比類ノナ  
イ急勾配ノ爲ニ水害ヲ受ケマシテ、殊  
ニ明治四十年、四十三年ノ如キハ、國庫  
カラ特殊ノ御配慮ヲ受ケタヤウナ次第  
デ、從テ其後山梨縣ノ狀態ヲ、明治天皇

ニハ憐憫ニ御思召サレテ、御料地三十  
萬町歩ヲ御下賜相成リ、而シテ之ヲ國  
土保安ノ爲ニセイト云フ有難キ御思召  
ニ付キマシテハ、極ク直接ノ關係デナ  
イガ、多少ノ關係ヲ持ツテ居リマスカラ、  
大體分科會デ質問シテ見ヤウト思ツテ  
居リマシタガ、遂ニ其機會ヲ得マセヌ  
デゴザイマシタカラ、此處デチヨット御  
願ヒヲシテ質問シテ見タイト思ヒマス、  
極ク局部的デアリマスカラ、ソレモ御  
諒承ヲ願ヒマス、大體河川ノ改修ニ付  
キマシテ——富士川ノ改修工事ニ付キ  
マシテ質問ヲ致シマス、是ハ大正九年  
ニ御承知ノ如ク、十年計畫デ大正十八  
年ニ竣工スルト云フ繼續事業デアリマ  
シタノヲ、十二年ノ大震災後ニ之ヲ二  
箇年延長シマシテ、當時工事費ガ富士  
川改修ト致シマシテ九百萬圓ノモノヲ、  
物價騰貴、色ニノ事情ノ爲ニ一千二百萬  
圓ニ増額シタヤウニ記憶シテ居リマス、  
ソレヲ十三年ニ至リマシテ、又大正二  
十五年ト延長セラレマシタ、是モ國ノ  
財政上據ロナイコトニハ相違アリマセ  
ヌ、御承知ノ如ク私ノ縣ノ富士川ナル  
モノハ、縣唯一ノ大河川デアリマシテ、  
從テ水害等ノ度モ——全國ニ比類ノナ  
イ急勾配ノ爲ニ水害ヲ受ケマシテ、殊  
ニ明治四十年、四十三年ノ如キハ、國庫  
カラ特殊ノ御配慮ヲ受ケタヤウナ次第  
デ、從テ其後山梨縣ノ狀態ヲ、明治天皇

ニハ憐憫ニ御思召サレテ、御料地三十  
萬町歩ヲ御下賜相成リ、而シテ之ヲ國  
土保安ノ爲ニセイト云フ有難キ御思召  
ニ付キマシテハ、極ク直接ノ關係デナ  
イガ、多少ノ關係ヲ持ツテ居リマスカラ、  
大體分科會デ質問シテ見ヤウト思ツテ  
居リマシタガ、遂ニ其機會ヲ得マセヌ  
デゴザイマシタカラ、此處デチヨット御  
願ヒヲシテ質問シテ見タイト思ヒマス、  
極ク局部的デアリマスカラ、ソレモ御  
諒承ヲ願ヒマス、大體河川ノ改修ニ付  
キマシテ——富士川ノ改修工事ニ付キ  
マシテ質問ヲ致シマス、是ハ大正九年  
ニ御承知ノ如ク、十年計畫デ大正十八  
年ニ竣工スルト云フ繼續事業デアリマ  
シタノヲ、十二年ノ大震災後ニ之ヲ二  
箇年延長シマシテ、當時工事費ガ富士  
川改修ト致シマシテ九百萬圓ノモノヲ、  
物價騰貴、色ニノ事情ノ爲ニ一千二百萬  
圓ニ増額シタヤウニ記憶シテ居リマス、  
ソレヲ十三年ニ至リマシテ、又大正二  
十五年ト延長セラレマシタ、是モ國ノ  
財政上據ロナイコトニハ相違アリマセ  
ヌ、御承知ノ如ク私ノ縣ノ富士川ナル  
モノハ、縣唯一ノ大河川デアリマシテ、  
從テ水害等ノ度モ——全國ニ比類ノナ  
イ急勾配ノ爲ニ水害ヲ受ケマシテ、殊  
ニ明治四十年、四十三年ノ如キハ、國庫  
カラ特殊ノ御配慮ヲ受ケタヤウナ次第  
デ、從テ其後山梨縣ノ狀態ヲ、明治天皇

ニハ憐憫ニ御思召サレテ、御料地三十  
萬町歩ヲ御下賜相成リ、而シテ之ヲ國  
土保安ノ爲ニセイト云フ有難キ御思召  
ニ付キマシテハ、極ク直接ノ關係デナ  
イガ、多少ノ關係ヲ持ツテ居リマスカラ、  
大體分科會デ質問シテ見ヤウト思ツテ  
居リマシタガ、遂ニ其機會ヲ得マセヌ  
デゴザイマシタカラ、此處デチヨット御  
願ヒヲシテ質問シテ見タイト思ヒマス、  
極ク局部的デアリマスカラ、ソレモ御  
諒承ヲ願ヒマス、大體河川ノ改修ニ付  
キマシテ——富士川ノ改修工事ニ付キ  
マシテ質問ヲ致シマス、是ハ大正九年  
ニ御承知ノ如ク、十年計畫デ大正十八  
年ニ竣工スルト云フ繼續事業デアリマ  
シタノヲ、十二年ノ大震災後ニ之ヲ二  
箇年延長シマシテ、當時工事費ガ富士  
川改修ト致シマシテ九百萬圓ノモノヲ、  
物價騰貴、色ニノ事情ノ爲ニ一千二百萬  
圓ニ増額シタヤウニ記憶シテ居リマス、  
ソレヲ十三年ニ至リマシテ、又大正二  
十五年ト延長セラレマシタ、是モ國ノ  
財政上據ロナイコトニハ相違アリマセ  
ヌ、御承知ノ如ク私ノ縣ノ富士川ナル  
モノハ、縣唯一ノ大河川デアリマシテ、  
從テ水害等ノ度モ——全國ニ比類ノナ  
イ急勾配ノ爲ニ水害ヲ受ケマシテ、殊  
ニ明治四十年、四十三年ノ如キハ、國庫  
カラ特殊ノ御配慮ヲ受ケタヤウナ次第  
デ、從テ其後山梨縣ノ狀態ヲ、明治天皇



林ニ對シテハ施業案ヲ立テ、ソレドキマシテハ官行造林ノ計畫ヲ樹テ、其施行ヲ致シテ居リマスガ、此公有林ニ付野ノ官行造林ノコトハ、曩ニ行政整理等ノ爲ニ其施行年度ヲ變更シナケレバナラヌ餘儀ナイ状態ニハナツテ居リマスガ、我國ノ森林政策カラ見マシテ、最注意シナケレバナラヌノハ、私有林及社寺有林ノ無立木地、或ハ散生地等ニハ適當ナル施設ヲ致シテ參リマセヌケレバ、將來右申シ上ゲマスヤウナ水田ノ灌漑、或ハ發電ノ水源ト云フモノニ付テ憂フベキ事態ヲ釀スト考ヘマス、ソレニハ如何ニスレバ宜シイカト云フコトニ付テノ方策ヲ段々當局ニ於テモ研究致シテ參リマシタ、一面ニ於テ農村ノ振興、或ハ漁村ノ振興ト云フヤウナ聲ガ逐年高マツテ參リマシタガ、既ニ農村漁村ノ振興アレバ山村ノ振興、ナケレバナラナイト云フ考ヲ以チマシテ、曩ニ其方策ヲ樹テ、五十一議會ニ山村振興ニ關スル豫算ヲ提出致シマシタ、幸ニ御協賛ヲ得テ十五年度ニ其趣旨ニ基イテ施行中デアリマスガ、更ニ進ンデ只今申上ゲマシタヤウニ、此私有林社寺有林ノ方面ノ、甚ダ手ノ抜ケテ居リ、又經濟上之ヲ助成シナケレバナラナイト認メマス方面ニ付キマシテ調査ノ結果、水源涵養ニ關シマス所ノ豫算ヲ昭和二年ニ計上致シマシテ、目下御審

議ヲ煩ハシテ居ル次第デアリマスガ、本年度即チ昭和二年ニ於キマシテハ、十七萬三千三百有餘圓デアリマスガ、ナラヌ、其金額ハ約六百萬圓デアリマス、是ハ只今寺田君ノ御問ノ如キ河川ノ改修ニ付キマシテ、内務省土木局ニ於テ久シキニ瓦テ其計畫案ヲ樹テラレ、事業ヲ遂行シテ參リマシタ、私ノ記憶スル所ニ依リマスレバ、確カ全國六十河川デアッタ思ヒマス、之ガ最初ノ計畫ハ殆ド二億萬圓近クノ計畫デアッタ思ヒマスガ、其後時勢ノ變遷ト物價ノ騰貴等ニ依リマシテ、其倍若クハ以上ノ經費ヲ要スルコトニ立變ヘラレテ居ルト考ヘマス、併ナガラ此事ハ内務省所管デアリマスカラ、内務省ノ方ノ政府委員カラ詳シク御説明スル機会モアラウト思ヒマスガ、私ノ只今記憶致シテ居ル所デハ左様ナ狀態デ、河川ノ方ニ於テハソレト、施行セラレテ居ルヤウデアリマスガ、茲ニ最モ注意ヲ要スベキ事ハ、内務省所管土木局ノ河川施設ニ付テ農林省所管ノ山林經營ト相俟テ其間ニ連絡統一シタル施設ヲ行ハナケレバナラナイト私ハ考ヘテ居リマス、一例ヲ申上ゲマスレバ、大正十二年九月一日ノ大震災ノ結果ト致シマシテ、其被害ノ森林ニ及ボシタ面積モ相當廣汎ノモノデアリマスガ、就中箱根ノ一地域ニ於テ、内務省農林省共同シ

テ復舊ニ努メナケレバナラヌ箇所ガ多本年度即チ昭和二年ニ於キマシテハ、クアリマス、茲ニ起ル問題ハ河床ノ改修ハ内務省デアルガ河床ニ臨ム沿岸ノ行ヲ致シマセヌケレバ、唯徒ニ權限ノ是ハ今後二十一箇年ニ亘テ、只今申上ゲマシタ趣旨ノ遂行ニ努メル積リデアリマス、其金額ハ約六百萬圓デアリマス、是ハ只今寺田君ノ御問ノ如キ河川ノ改修ニ付キマシテ、内務省土木局ニハ急速ニ其目的ヲ達スルコトガ出來ナレ、事業ヲ遂行シテ參リマシタ、私ノ記憶スル所ニ依リマスレバ、確カ全國六十河川デアッタ思ヒマス、ソレラノ點ハ事ニ臨ミイト思ヒマス、ソレラノ點ハ事ニ臨ミキニ於キマシテハ、相當ニ合議ヲシテ目下著々其事業ヲ進メテ居リマス、要スルニ農林省ノ所管デアリマスル山林局ガ、唯山相ヲ整へル、而シテ研伐事業ハ以上ノ經費ヲ要スルコトニ立變ヘラレテ居ルト考ヘマス、併ナガラ此事ハ内務省所管デアリマスカラ、内務省ノ方ノ政府委員カラ詳シク御説明スル機会モアラウト思ヒマスガ、私ノ只今記憶致シテ居ル所デハ左様ナ狀態デ、河川ノ方ニ於テハソレト、施行セラレテ居ルヤウデアリマスガ、茲ニ最モ注意ヲ要スベキ事ハ、内務省所管土木局ノ河川施設ニ付テ農林省所管ノ山林經營ト相俟テ其間ニ連絡統一シタル施設ヲ行ハナケレバナラナイト私ハ考ヘテ居リマス、一例ヲ申上ゲマスレバ、大正十二年九月一日ノ大震災ノ結果ト致シマシテ、其被害ノ森林ニ及ボシタ面積モ相當廣汎ノモノデアリマスガ、就中箱根ノ一地域ニ於テ、内務省農林省共同シ

林當局ト致シマシテハ、御尋ノ點ハ至極御同感デアリマシテ、年來其考ヲ以テ合議シテ、其全キヲ期シタイ、斯ウ云フコトデ考ヘテ居ルノデアリマス、繰返シテ申上ゲマスガ、只今ソレハ行政調査會等ニモ懸カリ、尙ホ兩省ノ間ニ目下研究中デアリマス

○寺田委員 大體諒承シマシタガ、尙ホ一點御伺ヒシテ置キタイノハ、大概何處ノ河川、モ河口ニハ港灣ガアリマスノデ、港灣トナレバ 内務省ノ所管トカ云フヤウニ伺ツテ居リマスガ、貧弱ナル漁港ニナリマスト、農林省ノ方デ管轄シテ居ラレルヤウニ承知シテ居リマス、サウ云フ場合ニハ矢張河川ノ流水トカ、流域トカ、或ハ上流ニ於ケル種々ノ關係等モ能ク御調査ニナッテ、諸般ノ設備ヲシテ居ラレルコトト思ヒマスガ、此又上流ノ河川ノ如何ニ依テハ、折角設ケラレタ漁港等モ殆ド用ヲ爲サヌヤウニナラヌトモ限ラヌト思ヒマス、ソレ等ニ付テモ矢張全部統轄シタ統一シタ何等カ方法ヲ變ヘテ、サウシテ各其目的ヲ達スルヤウニ十分ノ注意ヲシテ居戴キタイト思ツテ居リマス、又無論サウナスツテ居ラッシャルコト、思ツテ居リマスガ、唯上流ハ殆ド此河川法ニ副ハナイ位ノ小サイ溝川デアリマシテ、サウシテ多ク海岸等ニ漁港ヲ成シテ居リ川法ノ關係モゴザイマスマイガ、専ラ農林省ノ關係デ種々ノ施設ヲシテ居ラ

レルコト思ツテ居リマス、サウ云フ方  
面ニ付テモ、矢張魚附森林ト云フヤウ  
ナ關係モアリマスシ、十分御注意ニナッ  
テ居ルコト、思ヒマスガ、一應農林省ノ  
方ノ御方針ヲ御伺ヒシタイト思ヒマス  
○小山政府委員 農林省ノ所管ノ水產  
ニ關係致シマスル方ノ漁港ハ、全國明  
治四十二年頃カラ調査シテ、百九十九  
ノ位置ヲ調査致シタモノガアリマス、  
是ハ御說ノ如クドレガ漁港デアリ、ド  
レガ内務省所管デアルカト云フコトニ  
付テノ其區別ヲ致ス點デ能ク協議致サ  
ナケレバナラヌコトガアリマスガ、漁  
港ハ商港ト違ヒマシテ、專ラ其沿岸ノ  
漁業並其漁港ヲ利用ベキ沖合漁業若  
クハ遠洋漁業ト、漁船ノ出入及漁獲物  
ノ共同處理、運輸ノ關係等ヲ基礎トシ  
テ其漁港ヲ選定致スノデアリマス、商  
港トハ全ク趣ヲ異ニ致シテ居リマス、  
殊ニ漁港ハ御承知ノ如ク國ガ助成致シ  
テ居ルノデアリマスカラ、商港ノ港灣  
調査會ニ懸カリマスルモノトハ其趣ヲ  
異ニ致シテ居ルノデアリマス、而シテ  
只今御說ノ如ク魚附森林等ノ關係ハ、  
沿岸漁業並ニ漁港等ニ付キマシテハ、  
固ヨリ注意ヲ致サナケレバナラヌモノ  
デアリマス、是等ハ相當法規ノ命ズル  
所ニ依テソレヲ保有シテ參ラナケレバ  
ナラヌ關係等モアリマス、其漁港ニ注  
グベキ、河川ト云フマデモナキ、小サナ  
川ノ如キモノ、改修施設等ハ、漁港ニ  
附隨シテ當然起ルベキモノデアリマス

カラ、河床ノ附替等ノ事ハ漁港ノ方デ  
致スコトニナツテ居リマスノデ、此方ニ  
付テハ別ニ今日マデ何等支障ナク行ツ  
テ居ル次第デアリマス、併ナガラ尙ホ  
河川ノ改修等ノ爲ニ、漁港ト云フ程度  
ニハ至リマセヌケレドモ、漁獲物ニ影  
響ガアルト云フヤウナ場合ノ起リマシ  
タ時ニ方ツテハ、篤ト内務省ト協議致  
シマシテ、ソレト地方漁業組合若クハ  
漁民等ニ對シテ、長イ間ノ慣習若クハ  
漁獲物ニ對スル所ノ收獲ノ減收ト云フ  
コトニ付テ篤ト研究シテ、其誤リナキ  
ヤウニ現在致シテ居リマス、是ダケ御  
答致シマス

ト云フモノ、一例トシテ御聽キガ願ハ  
レルダラウト思ヒマス、此事柄ハ多分  
既ニ此委員會ニ於テ勞頭ニ政府委員ヨ  
リ申上ゲタラウト思フノデス、實例ヲ  
以テ御示シスレバ例ノ新潟縣ノ大河津  
分水工事デアリマス、是ハ御承知ノ通  
リニ餘程重大ナル仕事デアリマス、殆  
ド東洋ニ其例ヲ見ナイト云フ位ナ大工  
事デアル、是ハ内務省直轄工事トシテ  
仕事ヲ致シ、最早完成シタコトハ御案  
内ノ通りデアリマスガ、斯ウ云フ大キ  
ナ仕事ヲ從來ノ河川法ノ規定ニ依テシ  
マスト、是ハ矢張一府縣知事、即チ新潟  
縣知事が將來ニ於テソレヲ維持管理シ  
ナケレバナラヌコトニ相成ル、併ナガ  
ラスウ云フ風ナ重大ナル仕事、此仕事  
ガ他府縣ノ利害ヲ代表シ得ルト云フコ  
トデナク、一府縣内ノ工事デアルノデ、  
其仕事ノ將來ノ維持管理ヲ新潟縣知事  
ニ委任シテヤラシムルト云フコトハド  
ウデアラウカ、斯ウ云フ大工事ニナル  
ト、之ヲ維持管理スルニ付テモ十分ナ  
ル技術ヲ要スル、其技術ハ府縣ニ於テ  
之ヲ求ムルコトハ難イノデアラテ、主務  
大臣ニ於テ之ヲ十分ニ管理スル必要ガ  
アルト云フコトノ爲ニ、此規定ノ改正  
ヲ要スル譯ニナツタノデアリマス、此事  
ハ前ニ申上ゲル通り、既ニ當委員會ニ  
於テ説明シタコトデアラウト思ヒマス、  
サウ云フ風ナ場合ガ此規定ニ當嵌ル、  
一府縣内ノモノト雖モ、主務大臣ニ於



デアルカラ、其河川ノドノ仕事デモ矢  
張苟モ信濃川ノ工事ト云ヘバ二府縣以  
上ニ跨フタ仕事デアルト解釋出來ルデ  
ナナイカト云フ御説ノヤウニ思ハレル  
ガ、サウデハアリマセヌ、工事其モノ、  
利害ガ一府縣以上即チ二府縣ニ跨ルモ  
ノデアルカナイカト云フノデ、詰リ此  
六條ノ但書ニ含マレル川其モノ、流域  
モノデアルトハ解釋シテ居ナイ、隨テ  
ガ二府縣ニ跨フテ居レバ、其川ノ工事ハ  
何處デモ二府縣以上ノ利害ヲ代表スル  
モノデアルトハ解釋シテ居ナイ、隨テ  
大河津ノ仕事ハ、川ノ流域ハ成程長野  
縣及新潟縣ニ關係シテ居フテモ、其仕事  
其モノハ新潟縣ダケノ利害ニ關係シテ  
居ル、デスカラ此但書ニ依テハ管理ガ  
出来ス、斯ウ云フコトニ御承知ヲ願ヒ  
タイ、然ラバ進ンデ管理セヌデ宜イデ  
ハナイカ、ソンナモノハ縮マカシテ措  
ケ、斯ウ云フ御議論デスガ、ソレハ困ル  
ノデス、何故困ルカト申シマスルト、其  
管理ト云フコトハ平素ノ手入レ、世話、  
修繕等トカ云フ問題ニナツテ來レバ、其  
結果ハ管理ノ結果ニ依テ初メテ其修  
理ガ生ジテ來ル、吾ミ斯ウ云フ仕事ニ  
ナルト云フト、是ハ餘程仕事ノ込入ッタ  
仕事デアリマスカラ、平素ノ管理其モ  
ノヲ府縣ノ手ニ委セルト云フコトニナ  
リマスト云フト、手落ガ起フテ來ル、隨  
テドウモ修理工事ガ起フテ來ル、何處マ  
デモ是ハ内務省直接ニ管理シマシテ、  
平素ノ手入レ世話ヲシテ居ルカラ、管  
理權ヲ内務大臣ガ持フテ居ル必要ガア

ルト、斯ウ云フコトニナツテ來マスカラ、ソレ故ニ今回ノ改正ヲスル必要ガアル、斯ウ云フ譯デアルノデス、ダカラ管理權ヲ持テ居ラヌデモ宜イデハナイカト云フ御意見ナラバ是ハ無論第六條其モノヲ二府縣以上ニ跨ラヌデモ、即チ此規定ハ二府縣以上デアルカ、二府縣ニ誇ラヌデモ管理權ハ新潟縣ニ委シテ置イテモ宜イデハナイカト云フ御說ニナルノデアリマスガ、ソレダト云フト此解釋ハ吾ミト一致シテ、唯ダ問題ハ管理權ヲ移ス必要ガアルカナイカト云フ問題ニナツテ來ルノデアリマスガ、ソレハ今申上ゲタ通リニ、政府ハ矢張立派ナ技術者ノ居ル内務省ガ平素ノ管理ヲスル必要ガアルトスウ考ヘマス

長野縣ニモ非常ナ關係ノアルモノト見テ宜シトスウ思フノデアリマスルカラシテ、今ノ此第六條、之ヲ詰リ二府縣ニ跨ジテ居ル所ノモノト見テ、サウシテ從來ノ儘ニシテ置イテモ一向差支ノナイヤウニ思ハレル、ソレカラ若シソレガ費用ノ一點デアツテ、詰リ其工事ヲ施シテモ、新潟縣ダケノ費用ニ止ツテ、是ガ隣縣ニハ及バスト、サウ云フ時ニハ詰リ他府縣ニ利害關係ノアルモノト見ルコトガ出來ナイカラ、斯ウ云フヤウナ條項ヲ設ケナケレバナラヌト云フモノデアリマスレバ、是ハ最モ意味ノアルモノト思ハレマスガ、此點ハドチラデアルノデスカ、兩方含ンデ居ルノデアルカ若クハ後ニ申上グタ費用ノ關係ガニ府縣以上ニ跨フテ居ラヌト云フヤウナ場合ニ、此條項ノ必要ガアルト、斯ウ仰シヤルノデスカ、其點ヲ承リタイト思ヒマス

縣流域ノ方ニ於テ適當ナ治水工事がアルデセウ、兎モ角モ大河津ノ工事ハ其利益ガ長野縣ニ及ブトハ見テ居ラヌ、隨テ費用モ長野縣ハ負擔シテ居ラヌ、即チ此大河津ノ問題ハ此條文ニハ適應シナイカラ、斯ウ云フ風ニ改正スル必要ガアルスウ考テ居リマス

○加藤委員 更ニ御伺ヒ申上グタイノハ、此工事ガ完成シテ之ヲ地方行政廳ニ一任スルト云フコトハ當然ノ事デアッテ、ソレヲ今度内務省ノ所管ニシテシマフト云フコトニナルト、地方權ノ侵害トナリ、或ハ地方行政廳ノ有スル職權ヲ剝奪スルヤウナ嫌ガアルヤウニ思ハレマスガ、此點ニ於キマシテ御所見ハ如何デアリマセウ

○儀政府委員 剝奪ト云フ言葉ハ當ルカ當ラヌカ知リマセヌガ、默クテ放ツテ置ケバ大河津ノ分水工事ノ管理ハ地方長官ニナツテシマフカラ、ソレガ國ノ利益保護ノ爲ニ不適當ダカラト云フノデ改正スルノデス、其結果規定ニ依テ内務省ガ之ヲ管理スルコトニナルノデ、地方權ノ侵害トカ知事ノ權限ノ侵害トカ、ソンナ事ハ起ルマイト思ヒマス

○加藤委員 當然地方行政官ガ之ヲ管理スベキ職權ヲ有シテ居ルモノヲ、内務省ガ之ヲ取上げテシマヘバ矢張地方官ノ持ツテ居ルモノヲ奪ヒ取ルコトニナリハシマセヌカ

○侯政府委員 私ハ言葉ハ争ヒマセヌケレドモ、知事ニ委セル事ガ工事ノ爲

ニ良クナイ、斯ウ内務大臣ハ見ルカラ  
此改正ヲ要求致シタノデアリマス  
○加藤委員 之ヲ内務省ノ所管ニ移シ  
省デ支辨セラレルノデアリマスカ、或  
ハ其一部ヲ地方ニ負ハシムルノデアリ  
マスカ、其點ヲ御伺ヒ申上ゲタイ  
○侯政府委員 ソレハ從來其河川ノ費  
用ヲ負擔シテ居ル其限度ニ於テ負擔ス  
ルノデス、工事費其モノモ矢張地方ガ  
負擔シテ居リマスカラ——イヤ是ハ管  
理費ハ國ガ全部負擔スルコトニナリマス  
○鈴木政府委員 加藤サンノ御説デス  
ガ、是ハ地元ノ人ニガ皆希望ガ多イヤ  
ウニ聞イテ居ルノデ、今アナタノ御質  
問ヲ聽イテ實ハ意外ニ思ツタノデスガ  
……

○加藤委員 私ハ此事ニ付テハ此間申  
シマシタヤウニ、至極結構ト思ヒマス  
ガ、併シ疑義ノアル所ダケハ御尋シナ  
ケレバナラヌ、御尋申シタカラ反対ト  
云フ譯デハナイ、ドウカソコハ御安心  
ノ上ニ、能ク吾ニ納得ノ出來ルヤウ  
ニ御説明ヲ願ヒタイ——ソコデ只今御  
伺ヒ申上ゲタ點ハ、全部國ガ費用ヲ支  
辨セラレルト云フコトデアリマスガ  
○侯政府委員 一寸——先刻管理費ハ  
全部國ガ持ツト申上ゲマシタガ、是ハ矢  
張地方ガ分擔スルノデス  
○加藤委員 之ヲ國ノ管理ニ移シテ全  
部費用ヲ負擔シテ貰ヘレバ洵ニ結構ト  
云フ意味デ此間申上ゲマシタガ、地方

ガ矢張幾分負擔シナケレバナラヌト致

シマスト、只今申シタヤウニ地方長官

ガ之ヲ管理シテ其必要ヲ認メタ場合ニ

之ヲ申請シテヤツテ貰ヘバ何等差支ハ

ナイ、然ルニ國ガ管理シナケレバ差支

ガアル、地方官ガ管理シテ居レバ差支

スカ、一ツ實例ヲ舉ゲテ了解ノ出來ル

ヤウニ御説明ヲ戴キタイ

○侯政府委員 先刻申上ゲタノデ御分

リ下スタデハナイカト思ツテ居ルノデ

アリマスガ、此仕事ハ先づ東洋ニナイ位

ナ非常ナ大工事デアル、仕事其物ガ、首

尾好ク完成シタコトハ洵ニ國家ノ爲ニ

幸デアリマスガ、斯ウ云フ立派ナ仕事

ヲ——失禮デスガ地方廳ニハ先づ内務

省ヨリ技術ノ劣ッタ人ガ居ルモノト見

ナケレバナラヌ、サウ云フ不慣ナ人ガ

將來ノ維持ノ世話ヲスルコトニナルト、

之ガ爲ニ或ハ斯ウ云フ立派ナ工事ガ更

ニ大破壊ヲスルガ如キ事ガ無イトモ限

マス

○加藤委員 尚ホ序デニ御伺シテ置キ

タインハ、一般ノ河身改修ニ關スル所

ノ主務省ノ補助ノ割合ヲ伺ヒタイ、詰

リ國ガ支出スル所ノ費用ト地方ガ負擔

スル所ノ費用ノ分擔ノ割合ヲ一ツ伺ヒ

タイ

○鈴木政府委員 只今加藤サンノ御質

問デアリマスガ、河川ノ改良工事ニ關

スル費用ノコトハ、河川法第二十六條

ニ規定ガアリマス、是ハ二十六條ノ所

ヲ御覽下サレバ分リマスガ、其府縣内

ノ地價總額千分ノ二箇半ヲ改良工事ノ

豫算費用ガ超過シタ時分ニハ、其超過

額ノ三分ノ二以内ヲ國庫ガ補助スルコ

トガ出來ル、併ナガラ地價總額百分ノ

二箇半ヲ超過スル部分ニ付テハ、其超

過額ノ四分ノ三以内ヲ補助スルコトガ

出來ル、大體斯ウ云フ規定ニナツテ居リ

マス、而シテ管理維持修繕ノ件ニ關シ

マシテハ、二十四條ノ第二項ニ規定ガ

テアリマシテ、主務大臣ニ於テ第六條ノ

但書ノ河川ノ管理若クハ其維持修繕ヲ

爲ス場合ニ於テハ、國庫ニ於テ其費用

ノ全部若クハ一部ヲ補助スルコトヲ得

トスウ云フコトニナツテ居リマシテ、此

處ニ率ハ出テ居リマセヌ、左様御承知

ヲ願ヒマス

○加藤委員 先刻侯政府次官ノ御答辯

ヲ伺ヒマスト、大河津ノ分水ハ東洋ニ

モ殆ド見ルコトガ出來ナイ大工事デア

ルカラ、之ヲ地方行政廳ニ委シテ置ク

コトハ出來ナイ、國ガ管理ヲシナケレ

バナラヌト云フコトデアリマシタガ、

スウ云フヤウナ大工事デアリマス以上

ハ、普通一般ノ河川ト同様ニ御取扱ニ

ナラズニ、詰リ全部ヲ國ガ御支辨下サ

ルヤウナコトニ爲サル譯ニ參ラヌデア

リマセウカ、只今伺ヒマスト、九十何萬

圓ト云フ莫大ナ費用ヲ要スル、此中地

方ノ負擔ガ五十何萬圓——此大ナル費

用ヲ地方ニ負擔セシムルヨリハ、寧ロ

管理權ヲ内務省ガ收メナサル以上ハ、

全部ヲ御支辨シテ戴キタイ、然ラザレ

バアベコベニ切メテハ三分ノ二ヲ國ガ

負擔シテ、其一部ヲ地方ニ負擔サスト

云フコトニサレテモ私ハ當然デナイカ

ト思フ、管理權ヲ主務省ニ收メラレル

以上ニ於キマシテハ、全部ヲ御支辨ナ





ガ利益デハアルマイカト考ルノデアリ  
マスガ、是ハ能率上ニ於テ俄ニ現在ノ  
工事中ノモノニ増加ヲスルコトガ許サ  
レヌト云フ意味カラ來タノアデリマス  
ルカ、又單ニ斯クセザレバ改修工事上  
已ムヲ得ヌト云フ所ノ、何カ御考カラ  
生ジタル譯ナノデアリマスカ、其點ニ  
付テ一遍参考ニ承リ置キタイノデアリ  
マス

○侯政府委員 其點ハ常ニ起ル問題デ  
アルヤウデアリマス、或ハ御説ノ通り  
ニ其仕事ノ能率カラ申シマスルト、成  
ベク片詰メテ仕事ヲスル方ガ、其仕事  
ヲ舉ゲル經濟的ニ工事ノ完成ヲ期スル  
上ニ於テハ必要デアリマセウ、併ナガ  
ラ唯單ニ經濟的ノミニ依テ河川ノ分  
配ヲスルコトガ出來能ハザル事情ガア  
リマスルノハ、詰リ緩急問題デス、若シ  
能率トカ工事ノ經濟ト云ヒマスレバ、  
御説ノ通リ片詰メテスルノガ宜シウゴ  
ザイマセウガ、併シミスく、地方ニ非  
常ナ水害ガアル、ソレヲ拋テ置クコトガ  
出來ヌ、若シ拋テ置クナラバ、其地方  
ノ人民ガ非常ナル被害甚大ナル慘害ヲ  
受ケルト云フコトニナルト云フト、ド  
ウモ小部分ノ河川ニ集中スルト云フコ  
トハ爲シ能ハザルコトガ生ジテ來ル、  
此場合ニ於テハ若シ經濟ガ許シテ、ソ  
レラノモノハ悉ク新規財源ヲ以テ支辨  
シ能フナラバ格別、財源ニ限リアルナ  
ラバ、ドウシテモ勢ヒ別ナ財源ヲ以テ  
既往ノ著手中ノ仕事ノ費用ヲ増加シテ

完成スルヨリハ、新ラシキ地方ノ非常  
ニ困ル——其被害ノ状況ニ應ジテ新規  
ノ河川ノ改修工事ヲスルト云フコトハ、  
テ推シマスレバ、此所數年間ト云フモ  
是ハ已ムヲ得ヌコト、思フノデアリマ  
ス、即チ今回新シキ河川ヲ擇ンダノモ、  
詰リ仕事ノ緩急デス、從來ヤツテ居ル所  
ノモノト同等ノ河川ノ被害ノ實績ニ鑑  
ミテ、其改修ノ必要ガアル、斯ウ政府ガ  
見マシタカラ矢張新シキ財源ガ若干都  
合ノ付イタ其限度ニ於テ、之ヲ既往ノ  
河川ニ増加スルト云フコトヲセズシテ、  
ニ其仕事ノ能率カラ申シマスルト、成  
ベク片詰メテ仕事ヲスル方ガ、其仕事  
ヲ舉ゲル經濟的ニ工事ノ完成ヲ期スル  
上ニ於テハ必要デアリマセウ、併ナガ  
ラ唯單ニ經濟的ノミニ依テ河川ノ分  
配ヲスルコトガ出來能ハザル事情ガア  
リマスルノハ、詰リ緩急問題デス、若シ  
能率トカ工事ノ經濟ト云ヒマスレバ、  
御説ノ通リ片詰メテスルノガ宜シウゴ  
ザイマセウガ、併シミスく、地方ニ非  
常ナ水害ガアル、ソレヲ拋テ置クコトガ  
出來ヌ、若シ拋テ置クナラバ、其地方  
ノ人民ガ非常ナル被害甚大ナル慘害ヲ  
受ケルト云フコトニナルト云フト、ド  
ウモ小部分ノ河川ニ集中スルト云フコ  
トハ爲シ能ハザルコトガ生ジテ來ル、  
此場合ニ於テハ若シ經濟ガ許シテ、ソ  
レラノモノハ悉ク新規財源ヲ以テ支辨  
シ能フナラバ格別、財源ニ限リアルナ  
ラバ、ドウシテモ勢ヒ別ナ財源ヲ以テ  
既往ノ著手中ノ仕事ノ費用ヲ増加シテ

完成スルヨリハ、新ラシキ地方ノ非常  
ニ困ル——其被害ノ状況ニ應ジテ新規  
ノ河川ノ改修工事ヲスルト云フコトハ、  
テ推シマスレバ、此所數年間ト云フモ  
是ハ已ムヲ得ヌコト、思フノデアリマ  
ス、即チ其數ガ自ラ殖エルコトハ已ムヲ得  
ヌト云フコトニ歸著スルモノト考ヘル  
ノハ財政ノ許セル限り河川改修ノ箇所  
ノデスガ、左様心得テ差支ナイノデス  
カ

○侯政府委員 シレハ先刻申シタ如ク  
トニ相成ル、之ヲ要スルノニ其工事ノ  
緩急被害ノ状況ニ應ジテ之ヲ分配スル  
ト云フコトニ外ナラヌノデス、唯經濟  
的若クハ能率ト云フコトニノミ考へ  
ルナラバ、御説ノ通リ若シ茲ニ若干ノ  
財源ガアリトスルナラバ、既ニ著手中  
ノモノハ年度ヲ繰上ゲルカ、或ハ其他  
ノ方法ヲ以テ早ク完成スルト云フコト  
ガ必要ニナツテ來ルデアリマセウガ、  
今申上ゲル通り被害ノ状況ニ應ジ、殊  
ニ緩急ヲ圖ツテスル、ソレヲ繰上ゲルヨ  
リハ新シクヤル方ガ地方ノ惨害ヲ防止  
スルニ必要デアル、斯ウ見タカラデア  
リマス

○竹原委員 今ノ御説明デアリマスト  
現在ノ工事中ノモノヨリ、更ニ急ヲ感  
費ト云フ中ニハ内譯ガナイノデアリマ  
ズルモノニ遭遇シタナラバ已ムヲ得ヌ  
スガ、此三川ハ唯砂防費ノ工事費ト云  
ノガ舉ゲテアリマス、内務省所管ノ豫  
算ニモ這入ツテ居リマスガ、此砂防費ト  
云フ大藏省カラノ豫算綱要ノ内譯ハ何  
トナリ

○加藤委員 第六條ノ「但シ他府縣ノ利  
益ヲ保全スル爲必要ト認ムルトキハ主務  
大臣ニ於テ代テ之ヲ管理シ又ハ其ノ維  
持修繕ヲナスコトヲ得」トゴザイマス  
ガ、大河津ノ管理ハ、是ハ詰リ政府ノ御  
所見デハ、矢張他府縣ニハ跨ツテ居ラヌ

○鈴木政府委員 信濃川全體トシマスカレバ他府縣ニ跨ッテ居ルノデゴザイマスケレドモ、御承知ノ通り河川改修ナドヲ致シマス時分ニ、凡ソ場所ヲ指定シテヤリマスノハ、兩府縣ニ跨ッテ居リマセヌ時分ニハ、其府縣限リノモノトシテ扱ッテ居リマス、デアリマスカラ信濃川全體ニ亘ッタ時分ニハ兩府縣ニ跨ッタモノデアリマセウケレドモ、御示シノ大關係ナイモノデアリマスカラ、是ハ一府縣ノモノトシテ扱ッテ居ル譯デアリマス、隨テ此條文ノ改正ガ必要ト存ジタル譯デアリマス

〔速記中止〕

○加藤委員 大河津分水ガ内務省ノ所管ニナリマスト、其費用ハ三分ノ二ハ地方廳ニ負擔セシメ、其一ツヲ支辨ヲナサルト云フコトデアリマシタガ、若シ是ガ全部地方廳ニ管理ヲセシメルト云フ場合ニハ、其管理費ハ何處カラ支辨スルコトニナリマスカ、ソレヲ御伺申シタイ

○鈴木政府委員 ソレハ府縣ノ負擔ニナル譯デアリマス

○加藤委員 府縣ガ其費用ヲ全部出ス云フコトニ於テ力ノ足リナイ場合ニ、之ヲ主務省ニ補助ヲ申請シタ時ニ於テハ、主務省ハ如何ナル御取扱ナサイマスカ、御伺申上ゲタイ

於キマシテ、國トシテハ補助スル規定  
カ無イノデアリマス、但シ河川法ノ第  
六條ノ但書ニ依リマシテ、主務大臣ニ  
於テ河川ノ管理若クハ其維持修繕ヲ爲  
ス場合ニ於テハ國庫ニ於キマシテ、其  
費用ノ全部若クハ一部ヲ負擔スルコト  
ガ出來ル規定ニナツテ居リマス、然ラザ  
ル場合ニ於テハ出來ナイコト、御諒承  
ヲ願ヒタウゴザイマス

○ 鈴木政府委員 御示ノ如キ場合ニ於  
キマシテ、若シ必要ヲ認メレバ地方廳  
ヘ無論通牒ヲ致シマシテ、而シテ同時  
ニ其旨ヲ官報デ告示サセルコトニナッ  
キタイ

○ 寺田委員 只今ノ御説明デ大體諒承  
シマシタ、尙ホンノ形式手續ダケデア  
リマスガ、一寸御尋シテ置キタイ、此本  
案ノ改正案デ第六條中ノ「主務大臣カ  
自ラ河川ニ關スル工事ヲ施行シタルモ  
ノニ付必要ト認ムルトキ」ト云フ必要  
ト認メル其形式ハ、是ハ内務省カラ地  
方廳ニデモ御通牒ニナルノデアリマス  
カ、唯内務省デ認メレバ其儘ボット御ヤ  
リニナルノデスカ、形式上一應伺ッテ置  
キタイ

○ 寺田委員 此五十八條ノ如キハ、是  
順位及治水順位ノ綜合順位ハ、肝屬川  
ガ六十二番目デ、大淀川ガ八十四番目、  
川内川ガ九十五番目デアリマス、後段  
ノ綜合順位ニ付テ見マスルノニ、水害  
區域順位及其平地面積順位ヲ綜合致シ  
マシテ、大淀川ガ十六番目、川内川ガ二  
十四番目、肝屬川ガ四十七番目、以上前  
段後段ノ順位ヲ更ニ綜合シテ見マス  
ルト云フト、第二期河川ノ中ニ於テ大  
淀川ハ四十三番目ニ當リマス、肝屬川  
ガ五十一番目ニ當リマス、川内川ハ五  
十七番目ニ當リマス、此調査表ハ御手  
許ニ差上ゲマス

ハ刑法ノ詰リ改正デアリマシテ、自然ノ改正デアリマスガ、從來ノヲ見マスト懲役ガナイノデアリマス、一年以下ノ懲役ガナイ、今度刑法ニ依テ徵役ト云フモノニナツタノデアリマス、サウスルト禁錮ガ懲役ニ代リマシテ、重イノガ一ツ加ハル譯ニナリマスガ、是ハドウ云フ譯デアリマスカ、ソレカラモウ一ツハ六十六條ノ削除デアリマスガ、從來ノ水害土木費ノ負擔ニ付テ慣例ヲ御廢メニナルノハ、是ハ此間御説明ガアリマシタガ一寸附加ヘテ御説明ヲ願ヒタイ

○鈴木政府委員 五十八條中ノ改正及六十六條削除ハ甚ダ遲クナリマシテ、實ハ申譯ノナイ事デアリマスガ、條文整理上已ムラ得ズサウ云フ事ヲ致シタノデアリマス、即チ今ノ現行刑法が出来マシタ時分ニ、懲役ト云フ刑ガ出來申シマスノハ舊刑法ニ於キマシテハ重禁錮ト輕禁錮ニ分レテ居リマス、此分レテ居リマシタ二ツノ禁錮ノ中、重禁錮ト云フモノガ新刑法ノ有期懲役ニ當ルノデアリマスルカラ、此二ツヲ舊刑法ニ於テ一緒ニ規定シテアリマシタ、故ニ新刑法ガ出來マシタト同時ニ此法律ヲ改メナクテハナラナカツタノデアリマスガ、今日迄其手續ハ致シテ居リマセヌ、依テ重禁錮ニ當ル者ヲ懲役トシ、輕禁錮ニ

當ル者ヲ禁錮ト直ス意味ニ於テ此改正案ノ通リニ致シタ次第、アリマス、而シテ今迄ハ罰金ノ額ヲ表示スルニハ二百圓以内ト云フ字ヲ用キマシタガ、是カラハ以下ト云フ字ニ變ルコトニナリマシタ次第アリマス、ソレカラ六十條ハ是ハ從來此府縣ノ災害土木費ト云フモノヲ國ガ一部ヲ補助スルト云フ慣例ガアリテ、其慣例ヲ河川法ニ採用致シテ居タ、所ガ是ハ慣例ノミニ任シテ置イテハ何トナク曖昧デ惡イカラト云フノデ、明治四十四年ニ明ニ明文ヲ以チマシテ「政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ府縣災害土木費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得」ト云フ法律ヲ別ニ發布致シマシタカラ、此慣例ヲ採用スルト云フコトヲ六十六條ニ謳フ必要ハ無クナッタノデアリマス、外國人居留地ト云フモノ於ケル慣例モ、是ハ居留地ト云フモノガ無クナリマシタカラ、此慣例ヲ謳フ必要ガ無クナリマシタカラ削除シタトアリマス。

○寺田委員 大體質問ヲ終リマシタガ、私ハ先刻鈴木政府委員ガ喝破セラレタヤウニ、川内川ノ河川改修速成ニ關スル建議案ヲ提出シタノデアリマスガ、ル建議案ガ出テ居リマス、何レ本會ニ上リマシタ後ニ於テハ本委員會ニ併セ付託ニナルコト、思ツテ居リマス、サウ云フ場合ニハ政府委員ニ於カレマ

シテモ、恰モ本案ノ審議ニ於ケルガ如六條ハ是ハ從來此府縣ノ災害土木費ト云フモノヲ國ガ一部ヲ補助スルト云フ慣例ガアリテ、其慣例ヲ河川法ニ採用致シテ居タ、所ガ是ハ慣例ノミニ任シテ置イテハ何トナク曖昧デ惡イカラト云フノデ、明治四十四年ニ明ニ明文ヲ以チマシテ「政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ府縣災害土木費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得」ト云フ法律ヲ別ニ發布致シマシタカラ、此慣例ヲ採用スルト云フコトヲ六十六條ニ謳フ必要ハ無クナッタノデアリマス、外國人居留地ト云フモノ於ケル慣例モ、是ハ居留地ト云フモノガ無クナリマシタカラ、此慣例ヲ謳フ必要ガ無クナリマシタカラ削除シタトアリマス。

○鈴木政府委員 只今竹原サンノ御質問ハ、實ハ此治水事業ノ費用負擔ニ關スル急所ナンデス、私モ御同感ニ思フノデス、今ノ如クニシテ地方費ガ先デアッテ、國費ガ最初ハ少クテ後ガ非常ニドエライモノガ參ッテ來ルト云フコトニナリマス、度末廣ガリノ形ニナリマシテ、甚ダ宜シクナイ結果ヲ招來スルデハナイカト

○竹原委員 河川改修施行上ノ從來ノ振合ヲ見マスト云フト、此國庫ト地方トトノ費用ノ分擔デアリマスルガ、例ヘバ十年間ニ亘ルモノヲ其前五年ガ地方費用ノ歩合ヲ多クシテ、國庫ノ負擔ヲ輕クシテ居ルト云フヤウナコトハ、大抵ノヤウニナツテ居リマスルガ、是ハ必シモ其十年ノ中五年トカ三年ハ地方費ヲ多クシテ、國費ヲ輕クスルト云ノコトハ一ツノ例規ニ非ズシテ、唯國庫財政ノ都合上斯ウ云フ分擔法ヲ年度割ニ御定メニナル譯デアリマスカ、又必シモ十年ナラバ其前半期ニ於テハ地方費ノ負擔ノ歩合ヲ多クスルト云フコトガ、何カ政府ノ負擔法ニ例規トカ習慣ト云フヤウナモノデモアリマシテ、サウ云フコトニナツテ居リマスノデスカ

○竹原委員 甚ダ穿ツタヤウデスガ、逆ニ一遍御尋申上ゲテ置キマス、事業ノ性質ノモノニアルト思テ、居リマス、ハ段々ニ末廣ガリノ程度ヲ縮ムベキル次第アリマスカラシテ、國家財政ニ餘裕ヲ生ズル場合ニ於テモ、是レバ、御示ノ通リニ末廣ガリニナルト云フコトハ餘り好マシイコトデハナイガ、已ムヲ得ズサウ云フコトニナツテ居レバ、御示ノ通リニ末廣ガリニナルト云フコトハ餘り好マシイコトデハナイガ、原君ナドハ能ク御承知デアリマセデ、片端カラヤツテ行クラドウカト云フ御議論デアリマス、是ハ其通りデアリマシタ通り、サウ全國ニ廣ゲヌノ如ク、縣ハ起債シテモヤルカラ、後カラ其分ヲ吳レ、ハ宜イト云フヤウナ熱烈ナル要求ガアリマス爲ニ、自然サウ云フ結果ヲ招イテ來ルノデアリマシテ、財政ノ健全ナルコトカラ申シマスノヤウニナツテ居リマスルガ、是ハ必シモ其十年ノ中五年トカ三年ハ地方費ヲ多クシテ、國費ヲ輕クスルト云ノコトハ一ツノ例規ニ非ズシテ、唯國庫財政ノ都合上斯ウ云フ分擔法ヲ年度割ニ御定メニナル譯デアリマスカ、又必シモ十年ナラバ其前半期ニ於テハ地方費ノ負擔ノ歩合ヲ多クスルト云フコトガ、何カ政府ノ負擔法ニ例規トカ習慣ト云フヤウナモノデモアリマシテ、サウ云フコトニナツテ居リマスノデスカ

○鈴木政府委員 只今竹原サンノ御質問ハ、實ハ此治水事業ノ費用負擔ニ關スル急所ナンデス、私モ御同感ニ思フノデス、今ノ如クニシテ地方費ガ先デアッテ、國費ガ最初ハ少クテ後ガ非常ニドエライモノガ參ッテ來ルト云フコトニナリマス、度末廣ガリノ形ニナリマシテ、甚ダ宜シクナイ結果ヲ招來スルデハナイカト

○鈴木政府委員 其點ハ同様ニ私共考

コトニナッテ居リマス、ソレカラ大河津

分水ハ昭和二年度ハ國費ノ負擔補助ハ

七萬三百四十二圓、事務費ガ一萬十九

百十六圓ト云フコトニナッテ居リマス、

地方費ノ負擔ハ十一萬六千八百五十四

圓デアリマス

○神谷委員長 一寸速記ヲ中止シマス

〔速記中止〕

○加藤委員 本日ハ質問ハ此程度ニ打  
止メマシテ、更ニ一回御開キアランコ  
トヲ希望致シマス

○神谷委員長 本日ハ此程度ニ止メマ  
シテ、次回ハ追テ公報ヲ以テ御通知申  
上グマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時二分散會

昭和二年二月九日印刷

昭和二年二月十日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社